

**寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会(帯広市開催分)
開催結果**

1. 日 時：2025年2月15日（土）14時00分～16時30分
2. 場 所：帯広経済センタービル 4F N402+N403（帯広市西3条南9丁目23番地2）
3. 配布資料：①説明資料（文献調査の結果報告 説明資料）
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
4. 参加者数： 96人
5. 当日の概要：
 - (1) 主催者あいさつ
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - (4) 質疑応答
 - (5) 国からの回答
※冒頭で北方四島に関する発言の説明とお詫びを実施。
6. 議事概要：
 - (1) 主催者あいさつ
原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、永吉と申します。
本日は、お忙しい中、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。
ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。
この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。
この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。
そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができまして、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。
そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。
国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。
また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいております。
このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございます。
11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。
また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。

本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきますと、あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思えます。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思えますので、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただきます所存でございます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

- (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

- (3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

< 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果 >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

< 3部：今後の法定プロセスと概要調査について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

- (4) 質疑応答

①NUMO事業関連

Q：北海道には特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例がある。従いまして、文献調査も概要調査も知事が認めないことは明白であるのに、なぜ文献調査を行ったのか。また、概要調査に知事が反対を表明しているが、それでも概要調査を進めてきたのか、社会から信頼される組織を目指しますと、事実上、国民無視の姿勢で原発廃棄物の処分も円滑にできると思っているのか。

A：・知事からのメッセージ（文献調査報告書案の審議終了に伴う知事コメント（令和6年8月1日）、別紙2ページに記載）の中で、私どもが大変重要に受け止めているのは、このコメントの最後の段落で、「道としては、最終処分の問題は、原発の将来の有無にかかわらず国民的な議論が必要ということで、文献調査報告書はその説明会を通じて北海道の状況や地域の様々なご意見を広く全国の皆様に知っていただくとともに、最終処分事業の理解促進がさらに進むことを期待している」というものです。

・知事のおっしゃることを我々もしっかりと受け止めて、もちろん北海道の中での法律に定められた説明会を実施していますが、その他に、電力の大消費地である東京、大阪、名古屋においてもこの報告書の説明会を開催しています。東京では、先日、数100名の方に集まっていただき、地層処分のシンポジウムも開催して、そこには寿都町の片岡町長にもご出席いただいて、町長の思いもお話しいただいたところです。できるだけ、道民の皆様だけではなく、こうした全国の多くの皆様にこの問題を自分事として受け止めていただきたいと考えています。

・今回、寿都町と神恵内村で始めた文献調査は、法律に基づき、寿都町長からは文献調査への応募をいただき、神恵内村においては、地元の商工会から請願が上がって、議会の方でもそれを受けられて、国から申し入れを行い、調査を始めたというプロセスになっています。次に概要調査に進むときには、地元の寿都町長、神恵内村長、それから北海道知事のご意見に反して先には進みません。

こうしたプロセスは法律にしっかりと定められておりますので、私どもは、知事からのコメントも受け止めて、全国を通じてしっかりと理解活動を実施し、最終的にはNUMOな

らびに国が、北海道知事、2自治体の首長にご意向を確認して、もし反対される場合には、どちらが反対されても先には進みません。

Q：今までの説明会で質問、意見に全て、ていねいに答えていますか。質問の回答はいつしますか。①2～3日後、②1週間後、③10日後。

A：・配布資料の72ページに記載していますが、今後の地域へのご説明として法律に定められたプロセス等を紹介しています。その中では、NUMOは文献調査の報告書を作成し、道知事、町長及び村長に送付し、公告を行って、縦覧が始まったわけです。11月後半から縦覧が始まりまして、2月19日までが縦覧期間となっています。縦覧の報告書についてのご意見、ご質問等は、3月5日まで受け付けることになっています。

- ・当初は、法律では1カ月程度の期間だったのですが、知事からのコメントもあり、しっかりとご説明をする機会を設けるために、国で規則を変更されて、1カ月を3カ月程度に延長させた経緯があります。
- ・重要なところは、皆様からのご意見の受理という点です。今回の説明会でもかなりの多くのご質問、ご意見を頂戴しました。こちらはきちんとお答えをするために、今回一枚一枚を読み上げています。他にも、実は今日お時間的に難しい部分がある場合は、私どもに提出いただいたものは、全てホームページに回答も含めて掲載します。今日言い忘れたとか、追加で出したいというときには、NUMOのホームページにお申し込みいただければと思います。

Q：NUMOの主張や評価を否定する学者、専門家もいます。中立的立場で開催されるような、一般市民も考えることができるような討論、議論をしません、議論を深める場を設けるべきだと思います。

A：・地質学者や専門家、厳しい意見を持った方との意見交換については、まずご当地、文献調査を実施させていただいています寿都町では、町が主催されて、町民の方に幅広く知っていただく、慎重なお立場の方もお呼びし、説明なりパネルディスカッションという形で実施いただいていますし、神恵内村では、対話の場の委員の方からも同じようなご意見をいただいて、同様の形での説明を聞いていただく場を設けています。

- ・少しずつ、地元の方からご意見を頂戴しながら反映しているところですが、「まだまだ足りない」というご意見を今回も頂戴していますので、こうしたところは、しっかりと皆様のご意見としてまとめまして、また道知事、それから町長、村長にご報告申し上げていく中で、必要ということになれば、できるだけ多くの皆様にご理解をいただくための機会をこれからも設けたいと考えています。

Q：今日出た質問の内容を、NUMOの回答をホームページで公開するのはいつか。

A：・ホームページの掲載が遅れていて、誠に申し訳ございません。徐々に、順次、今、ご当地の文献調査を実施させていただいている自治体での説明会の部分については掲載をスタートしていますが、なかなかの質問数となっていて、きちんとそれを精査してお答えする作業に時間がかかっています。必ず掲載しますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q：非常に強い放射線を発するガラス固化体から放射性物質が漏れ出して地表に出てきたらどう対応するのか不安だ。又、ガラス固化体を製造する中で、十分にガラス固化体にならず、不安定な状態のまま封入されているものがあるとの報告がある。その様なものは、埋めたら長い時間をかけて外に流出する危険がある。その様な処分はすべきでない。

A：・ご指摘のとおり、ガラス固化する段階でイエローフェーズという結晶ができることが分かっています。それに関して、原子力学会が専門委員会を作られ、どういう影響があるか評価をした結果、大きな影響はないとされています。

Q：オーバーパックの設計寿命は埋設後1000年。核ゴミの放射能レベルが自然ウラン鉱石と同程度になるのに10万年。1000年以降はどうしていくのか。

A：・オーバーパック（金属容器）は、放射能が高い期間、少なくとも1000年の間、地下水がガラス固化体に接触しないようにする役割を担っています。それ以降は緩衝材（粘土）で移行を遅らせることとなります。ただし、緩衝材（粘土）が劣化する可能性は確かにあります。例えばpH値が非常に高い環境などでは緩衝材が不安定化することがわかっていますので、影響がないように処分場を設計する考え方で研究を進めています。

Q：地下深くは水の流れが遅いということですが、遅いだけで放射性物質が取った水はいずれ生活に影響が出るのではないのでしょうか。

A：・遠い将来、どんなに閉じ込めても、若干の量の放射性物質は、金属の容器と粘土をすり抜けて外に出てきます。ただ、地下深いところは、非常に酸素が少ない環境ですので、ほとんどの放射性元素は沈殿して、水に溶けずに固体の状態で残っています。固体ですと、非常に小さな隙間をくぐることができません。ただ、一部の放射性物質は地下水に溶けて移動しますので、そういったものの移動も評価するのが、我々が実施している安全評価になります。

- ・数万年間以上、あるいは数キロという非常に大きな空間を使うので、いろんな不確実性があります。放射性物質がどのように移動するかを評価するときには、様々な不確実性を考慮して、移動量を少なく見積もらないように、厳しい条件を与えて計算しています。
- ・その結果、地上にいる人がどれくらい被ばくをするのか評価をするのですが、それが基準値を下回るというのが安全を確保することになります。実際、いろんな計算をしていますけども、天然の自然界から受ける放射線に比べると、はるかに低い線量になっています。

Q：説明会資料にある『ガラス固化体の放射能』について、ガラス固化体の放射能は製造後1000年で99%以上減少します、上記の根拠を答えて下さい。まだガラス固化体の製造に成功もしていないのに、1000年間実験をしてきたのですか。

A：・ガラス固化体は、製造直後は非常に放射能が高いレベルにあります。「ガラス固化体の放射能」のグラフ（配布資料8ページ）の左側の縦軸では、1から10、10から100と同じ間隔で書いていますが、それに対して、横軸は5、000年、1万年という数字になっています。（このようなグラフは「片対数グラフ」と言ひまして、桁が変わって変化するような場合に使われます。）

- ・放射性核種については、ベータ線などの放射線を放射しながら次々と別の核種に変わっていくという性質があり、それを壊変といいます。その壊変のスピードは「半減期」で表現されます。
- ・ガラス固化体の初期の部分、急激に桁が変わって減っていくという部分では、放射能の大部分を占めているのが短半減期核種といい、非常に短い期間で半分、半分と減っていくという核種が占めています。代表的なものとして、セシウム137という核種がたくさん含まれていて、これは半分になるまでの期間が30年です。それから、ストロンチウム90という核種も含まれていて、これは半分になる期間が29年です。このような核種は急激に減っていくので、左側の部分では桁をどんどん落とすような形で放射能が減っていくこととなります。
- ・一方、長半減期核種としては、セレン79がありまして、これが半減期33万年です。そのほかのテクネチウム99、これも半減期21万年です。こういった核種が含まれておりますので、右側にだらだらと長期にわたって放射能が0にならないグラフになります。
- ・まず、製造時にはこの左端の縦軸の接点のところは大体2万テラベクレルという数字になると評価をしてございます。これが先程申しました短半減核種のせいでどんどん減っ

ていって、1000年後には99%以上減少すると計算、評価ができております。

「ガラス固化体の製造にも成功していない」というご質問がありましたが、配布資料6ページの真ん中には、既に存在するガラス固化体約2500本の記載があります。日本原燃の高レベル放射性廃棄物貯蔵センターが稼働中で、ここに約1800本保管されております。このほかJAEAで製造したものが約350本、それから日本原燃でも過去の製造試験で作ったものが約350本保管されています。

③文献調査報告書の内容関連

Q：寿都・神恵内地域は、水冷破碎岩を多く含むことが報告書に記載されています。強度が著しく低いようです。岡村聡北海道教育大学名誉教授が指摘している岩脈は割れ目が多く水の通り道になりえることが指摘されています。このような場所を概要調査候補とするのはいかがなものかと考えますがどうでしょうか。

A：・水冷破碎岩（ハイアロクラスタイト）については、地下300メートル以深に関する情報を探しましたが、なかなか見つからず、判断ができませんでした。豊浜トンネルの事故後に出された報告書は、文献調査のなかでも参照しています。事故の原因としては、地表付近の酸素を含んだ水と岩石との反応によって亀裂が伸びたのではないのではないか、冬になると地表が凍るので、それによってまた亀裂が伸びたのではないかと、といったことが考察されております。一方、地下300メートル以深の我々が地層処分をしようとする場所は、気温がほとんど一定であったり、空洞をあけるので酸素は入ってきますが、周りの水に関しては酸素がほとんどなかったりと、地表付近とは状況が異なってきます。水冷破碎岩が一般的に「脆い」「不均質」と言われているということは十分承知しています。その辺も踏まえて概要調査でしっかりと調べ、結論を出したいと考えています。

Q：磯谷溶岩が岡村聡北海道教育大学名誉教授の調査で第四紀火山であることが判明したが、なぜこの重大な新知見を取り上げて報告にまとめなかったのか。何度かまとめを延ばしているのに、今回は岡村氏の指摘をとりあげなかったのはなぜか

A：・岡村聡名誉教授が、実際に磯谷溶岩のサンプルを取られて年代測定をされて「年代が第四紀になるのではないかとおっしゃっていることは、我々も承知しています。他方、今回の文献調査報告書は、2024年7月末までの情報を基にまとめています。岡村先生は、その後、日本火山学会での口頭発表や、寿都町主催のシンポジウムといった場で磯谷溶岩に関する見解を表明されていますが、文献という形ではまだ世に出ておりません。我々としては、文献調査の俎上から外れる情報なので、現時点で報告書に反映していないという状況です。今後、学術論文などの形で出版された場合には、内容を確認させていただいて、評価の基準に該当するようなことがあれば、対応を検討していきたいと考えています。無視する意図はございません。

Q：処分場建設に適さない火山が、磯谷溶岩という火山が寿都町内にある可能性があるかと有識者からも指摘されているのに、この知見に対して、なぜ概要調査で確認するとなるのですか。概要調査以降には進めないからと、片岡町長と70億円の約束があるのですか。

A：・そのような約束は断じてありません。

Q：黒松内低地断層帯の線上にある地域が除外されていないのはなぜか。また、何故白炭断層だけを調査対象としたのか。

A：・寿都町の真ん中あたりから内浦湾の方に向かって黒松内低地断層帯があるのは、政府の地震調査研究推進本部でも言われていて、それは事実です。想定地震の規模としては、マグニチュード7.3程度以上ということが地震調査研究推進本部の資料に書かれています。

・文献調査では、地震の揺れではなく、断層が動くことによって壊れる部分に処分場があ

ると危ないので、そこを避けるという考え方です。その結果、白炭断層について、概要調査で特に確認する事項となっています。

- ・実際に地層処分場を作るときには、既存の原子力発電所などと同様に、断層などの情報を踏まえて、ここではどういった地震が将来起こり得るのかということの評価して、それに応じて耐震設計を行っていくこととなります。これは地上施設も地下施設も同じです。建設、操業期間中はそうやって対策をとっていきます。
- ・処分場を閉鎖した後に関しては、地下の施設を全て埋め戻してしまいますので、隙間がない状態になります。隙間がない状態になりますと、中が詰まっている状態ですので、もう振っても物は壊れない。真空パックの食品をイメージしていただければいいのですが、地面と一体となって揺れるので、地震の揺れに関して心配は少なくなると考えています。

④意見

- ・文献調査の結果は率直に「何も分からなかった」に限りなく近い状況であり、「概要調査が必要」「概要調査ありき」というものに他ならない。「人間の手から離す」ことをコンセプトとしている以上、「リスクが確認されない」ではなく、「リスクはないと判断すべき」というレベルの基準が必要ではないか。
- ・日本のやわな地盤の上、地震大国の国で、使用済み核燃料を処分するのは無理だと思う。IAEAが許可するのか、不思議だ。もっと時間をかけて全世界の国で話し合うべきじゃないかと思う。世代の子どもたちのことを考えるべきだと思う。説明会じゃなくて議論の場にすべきだ。皆に関係することだから一方的過ぎると思う。
- ・私としては、放射性廃棄物を処分するためにその処分をすることは反対できません。地層処分しか手段がないのであれば、一番安全性が高い方法をとるべきでしょう。しかし、その処分をする上での条件として、原発の再稼働を行わないことを条件とします。これまでに発生した廃棄物に以上の廃棄物を発生させたくはありません。過去のツケを払うのは私たちの世代で終わらせるべきだ。

(5) 国からの回答

- ・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていた皆様へ改めて御礼を申し上げます。

Q：人類が制御出来ない、高レベル放射性廃棄物を発出する原子力発電を全てやめるべきである。第7次エネルギー基本計画（案）の中で、再生可能エネルギーとの関係も教えてください。電気代に再エネ発電賦課金が入っていますが、これとの関係を教えてください。

A：・原子力発電について様々な意見があることは承知しています。その上で、エネルギーの安定供給は国民生活、それから経済活動の基盤であり、これをしっかりと守っていくことが極めて重要であると思っています。こうした観点から、政府としては、最終取りまとめに向けて進められている第7次エネルギー計画の中でも、原子力発電は引き続き必要というスタンスを示しているところです。この状況をご説明します。

- ・東日本大震災以降、再生可能エネルギーの導入を最大限進めてきました。その結果、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合は2013年の10.9%から、2022年に21.8%と倍増していき、その導入量は世界第6位です。これだけ日本には急峻な山が多くて、平地面積が少ないことを考えれば、平地面積当たりでいえば世界トップクラスに再生可能エネルギーを導入してきたということです。
- ・ただ一方で、依然として残り7割以上が火力発電に依存しています。当然、脱炭素の地球温暖化対策との関係でも、火力発電への依存は下げなければならぬところですが、足元を見ても、ロシアによるウクライナへの侵攻、中東情勢の不安定化の中でエネルギー価格の高騰、エネルギー供給構造の不安定化に我々は直面しています。

- ・一例を申し上げますと、2023年、海外からこうした燃料を調達するのに26兆円支払っています。これは日本が、自動車産業、半導体製造装置の輸出で稼いだお金のほぼ全てを燃料調達に支払っているということです。こうしたことから考えても、やはり火力からの脱却を進めていかなければならない、脱炭素電源への転換をやっけていかなければならないと思っていますので、今回の第7次エネルギー基本計画の中でも、再生可能エネルギーを主力電源化するべく、再生可能エネルギーの導入を図っていくとしています。ただ、先ほども申し上げたように、これは一足飛びに火力を代替していくことはできませんので、同じく脱炭素電源である原子力発電は現状必要であると思っています。
- ・なお、再エネ発電賦課金は、再エネ設備を導入する、促進するためには、電力会社に対して再エネの電気を購入する義務をかける中で賦課金として皆様から徴収させていただいていますが、これはあくまで再エネの導入のためですので、原子力とは関係のないものです。

Q：電気代金に原発の代金は支払いたくはありません。方法はありますか。

A：・2016年4月から電力自由化が始まっていて、一般の方々もご自宅の電気をどこから供給を受けるのか、小売電気事業者の選択ができる時代にはなっています。

Q：使用済み核燃料をリサイクルして残り5%を地層処分としているが、再処理が軌道に乗らずに、プルサーマル計画が破綻した場合、処分する量はばく大に増えるのではないか。

A：・政府としては、放射性廃棄物の減容化、有害の低減、さらには資源の有効利用の観点から核燃料サイクルを推進していくことを基本方針としています。軽水炉サイクルで再処理をすれば、最終的に処分しなければならない廃棄物の量は、直接処分の場合に比べて体積として4分の1程度になると認識しています。すなわち、燃料サイクルができなければ、今想定しているものよりも膨大な量の廃棄物を私ども処分しなければならないことは、そのとおりでと思っています。

- ・その上で、六ヶ所村再処理工場に関しては、確かに今27回目の竣工延期ということで、現在、2026年度中の竣工を目指して取り組んでいます。特に、東日本大震災後、新規規制基準ができ、全ての施設の耐震再評価が必要になって、そこへの対応で時間がかかってしまっているので、事業者に対して、国としても進捗管理をしながら、この竣工目標を守るべく、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

Q：福島第一原発・・・デブリの取り出しのニュースから、デブリは高濃度廃棄物にならないのか。施設機能は足りるのか。福島の廃炉はできるのか。

A：・福島第一原子力発電所の廃止措置等については、中長期ロードマップに基づいて一つずつ取り組みを進めているところです。使用済み燃料プールからの燃料取り出しは3号機、4号機で完了していますし、2024年の9月には2号機の燃料デブリの試験的な取り出しを開始し、次のステップに進んでいこうとしているところです。

- ・その上で、これが高濃度廃棄物、すなわち高レベル放射性廃棄物にならないのかというご質問については、まさに今取り出しをして、その性状等々をしっかりと分析、評価しながら、どういう処分方法ができるのかしっかりと具体化していくものと認識しています。

Q：電源三法について、概要が知りたい。

A：・電源三法については、電源開発促進税制、特別会計に関する法律、それから発電用施設周辺地域整備法の三つの制度のことで、発電用の施設の周辺地域を支援することで、地域の持続的発展がこうした重要な発電施設の長期の安定的な利用につながっていくということで、こうした交付金制度になっています。

Q：文献調査で20億円、概要調査が70億円という多額の交付金をどういう意図があるのでしょうか。口封じですか。迷惑料ですか。麻薬のように地域の経済を蝕むことになりませんか。

A：・交付金の意図は、特に最終処分事業は100年にも及ぶ事業ですから、地域の持続的な発展が事業の安定的な遂行上極めて重要ということです。また、日本の中のどこかに一つつくらなければならないこの施設について受け入れようとしてくださる地域に対して、社会全体に利益を還元していくことも重要であると考えています。

Q：文献調査を受け入れた自治体に電源立地地域対策交付金として20億円が支払われました。しかし、その根拠となる発電用施設周辺整備法によれば、『その時点における発電用施設の推進に関する計画が確実であること』が条件とされています。現知事は、道条例を根拠に概要調査に進むことに反対を表明していますが、それでも『設置に関する計画』は確実なのでしょうか。

A：・最終処分場に関して言えば、最終処分法に基づいて3段階の調査ステップを経ながら進めていくという法律になっていて、その1つ目の段階である文献調査を始めたことをもって、交付金の交付の対象になっています。

Q：片岡町長、町が分断、国の政策方針をとニュースで見ました。20億円があればあとは調査必要ないと聞こえたのですが、どう考えていますか。

A：・片岡町長のご発言については、私からその真意等々を申し上げることはできませんけれども、冒頭のNUMOの説明資料の中にもありましたように、この問題を先送りできないという強い思いは、私も片岡町長とお話をする中で感じさせていただいているところです。

Q：核抜き条例があるのに、なぜ北海道なのか、東京でやるべきじゃないのか。

A：・最終処分については日本のどこかに必ずつくらなければならない施設だと思っています。原子力発電を利用してきたあらゆる世代、あらゆる地域がこの問題にしっかりと向き合っていて、考えていただきたいと思っています。もちろん、その意味で、東京も含め、広くご理解を得るべく取り組んでいるところです。

Q：文献調査として、国として国民に納得できるような場所を選定して、調査するということができないのでしょうか。

A：・この前のシンポジウムの中で、片岡町長から、今のやり方は限界じゃないかというご指摘もあったことを受けてのご質問かと思えますけれども、その場でも資源エネルギー庁の者からご回答しましたように、どういったやり方であれ、やはりこの話は、長期の事業でもありますから、地域の方々の理解を得ながら一歩ずつ進めていくしかないことには変わりはないと思っています。その上で、現在、地元の首長さんの判断負担が重たいというところ、このご指摘自体は事実だと思っています。しっかりと考えていきたいところですが、いずれにせよ、地域の理解を得ていくことに尽きるのかなと思っています。

Q：寿都町の文献調査の裏側で「住民が分断」されたという町の被害について責任があると考えますか。

A：・寿都町において、今回のこの文献調査を受け入れたことで難しい状況があったといったことであれば、我々国なり、NUMOが、地層処分の必要性についてのご説明がまだまだ足りていなかったということだと思っています。引き続き丁寧にご説明をしていくことに尽きると思っています。

Q：文献調査から先へ進まなかった場合に、その後、先に進むことが政治的世論形成がされた結果、概要調査から始まるのか。もう一度文献調査からやり直すのか。一部なのか、全部なのか。

A：・知事と市町村長は、その時々地域の皆様の民意を踏まえてご判断をされていくものと思っています。プロセスを再開するのか否か、その場合にどこからやるのか、そうしたことも含めて、その時々地域の思いを踏まえてということであろうと思っています。

Q：適切でない可能性が想定される場所はどんどん積極的に除外をしていくべきではないのか。

A：・これは文献調査の報告書でビックリマーク、概要調査で判断しますというところが多いことについての御意見だと思っています。この点については、我々専門家の審議会でもそうした議論がありましたが、やはり文献調査、既存の文献だけではなかなか判断ができない、これもまた科学的根拠に基づく結果ですので、しっかりと概要調査段階でこういったものをしっかりと把握していく方針を示したところです。

- ・具体的には、特に文献調査、概要調査段階では、火山であるとか、活断層、地震であるとか、こういった広域的な現象については概要調査までにしっかりと調べるところが、最終処分法の条文上も明確になっています。したがって、こうした広域的な現象については、概要調査段階でしっかりと調べるところ、その上で、その際にわからない、なかなかこれが安全かどうか判断つかないものについては、積極的に除外をしていくという考え方を、国の地層処分技術ワーキングで示させていただきまして、それについてはNUMOの文献調査報告書の中にも反映されています。

Q：2023年10月30日に地球科学専門家ら300名余は「世界最大級の変動帯の日本に地層処分の適地はない。現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を」との声明を出している。この声明に対する見解を問う。

A：・処分の安全性に関する話であります。もともとこの300人声明の前に、2013年ぐらいでしょうか、日本学術会議から頂いた暫定保管という提案とも関連しているご質問だと理解しております。この際、東日本大震災の後、「変動帯である日本で地層処分ができるのか」、これについては我々としてもしっかりと議論を行ったところです。すなわち、地質関係の関連学会から推薦、紹介をいただいた専門家の先生にお集まりいただいて、本当に日本で地層処分ができるのかを改めて確認を行いました。

- ・その結果として、日本でもできると確認させていただいたところですが、その際には、まさに開かれた検討の場とするために、その審議の過程で、地質関係の専門家の先生、要するにその審議会の先生だけではなくて、関連学会の方に意見を募集して、専門家の方々から科学的な意見を頂戴した上で、最終的に地層処分は日本で可能であるということを確認させていただいたところです。
- ・また、今回の300人声明に関しても、同じように地層処分技術ワーキングの方で、その声明を出された専門家の先生にもご参加をいただいた上で議論をいただいて、「むしろ変動帯であるがこそ、長期の地上管理ではなくて、地層処分の方がよからう」という方針を改めて確認させていただいたところです。

Q：地層処分中の事故や災害も想定すると現状での地上での管理でもよいのではないのでしょうか。

核地層処分で突き進んでしまったら、他の方法を選択できないではないか。

A：・地層処分を進めていく考え方として、現世代で最終処分に向けてできる限りのことをやっ
ていかなければならない、その際に、将来世代に負担のない処分方法を選ぶべきということで、こうした中で地層処分という方針が決定されてきています。すなわち、現世代が取り組むことができ、かつ将来世代に負担を残さない方法として現時点で唯一実現可能な方法ということで、地層処分が選定されてきています。

- ・地上保管に関して申し上げれば、将来にわたり安定的な社会が続くのかどうか、それが1000年後、2000年後も含めて維持されるのか、また、その間、将来世代にずっと管理負担を負わせる話にもなります。そうした観点から、やはり長期の地上管理は難しいと思っています。
- ・そうであれば、せめてよりよい処分方法ができるまで、地上保管をすればいいのではというご指摘がありますが、これについては、今でもこの高レベル放射性廃棄物は六ヶ所村の再処理工場の方で30年から50年間冷却のために保管をすることになっており、当面は地

上で保管をすることになります。処分事業が終わるまで、埋め戻すまで100年程度かかります。その100年の間は、可逆性・回収可能性と言いますが、必要であれば廃棄物を取り戻せるようにしましょう、そして、よりよい処分方法が生まれるなら、乗り換えることも考える、こうした考え方を既に基本方針の中に盛り込んでいるところであります。

- ・その上で、我々は今、核種変換技術であるとか、他により良い処分方法がないのか、国として研究開発を進めておりますけれども、残念ながら今すぐ実用化できる技術はございません。ですので、未来の世代に対し、現世代の責任としてできることとして、地層処分にに向けた取り組みを進めていくことだと思っています。

(6) 北方四島発言についての意見

- ・東京の説明会で、NUMOの幹部の『一石三鳥四鳥』発言、資源エネルギー担当者の「魅力的かも』発言で大きな問題となった国後、択捉は火山島です。そして四島は巨大地震の恐れもあります。そういう知見がなかったのですか。本来、『処分場選定に向けた調査が不可能だ』と明確に説明することが責任ある対応だったのではないですか。
- ・安易な答弁が生まれた根底に何があると考えているのか。
- ・誰がこの問題の責任を取るのですか。
- ・住民に謝罪して済むような話ではない。そもそも当該説明会は文献調査の説明会であって、核ゴミ処分場選定自体を議論する場ではないはずで、日頃から法にのっとって仕事をしているのであればこの場では議論はできないと回答すべきと考える。
- ・北方領土発言問題から信頼関係がなくなった。説明を受けても空々しく感じる。
- ・『一石三鳥四鳥』と発言したことは、あまりにも軽率で許しがたい発言です。多くの道民は北方四島の返還はもとより一日も早い墓参を望んでいます。
- ・北方四島に地層処分場を魅力的というのが配慮にかけた発言というのは、なぜか。処分場が危険だということか。
- ・「北方領土」関連の話は謝って済むものではない。地層処分事業に対する姿勢が見事に表れているとしか言いようがない。原発建設と同じように過疎地を狙い打ちにしているとしか思えない。そして確信した。今はやるべきことは全原発を止め、廃棄物量を確定させること。そして地中はやめ、当面は人の目を届く地上で管理し今後の科学の発展に委ねるべき。

<冒頭でのNUMO・国から北方四島に関する発言について説明およびお詫び内容>

①NUMOからの説明およびお詫び

皆さん、こんばんわ。原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、永吉と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、お忙しい中、また足元の悪いなかにもかかわらず、「寿都町、ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会に、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

その説明会に先立ちまして、ひとことお詫びを申し上げたいと存じます。先月、1月23日に東京で対話型全国説明会を開催いたしました。

この対話型説明会というのは、少人数でテーブルを囲み地層処分に関する対話を行う場で、これまで全国で200回開催させていただいております。

その場におきまして、参加者のおひとりから、ロシアの分も含めて北方領土に最終処分場を作ることを条件に、四島を返還してもらってはどうかという旨の提案があり、これに対して経産省幹部から、実現するのであれば魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく、現実的には難しいと考えていると発言しました。その後、同じ方が自らの提案の主張を続けられたことから、NUMO幹部から、その趣旨を確認する意味で、一石三鳥、四鳥という趣旨かという旨の発言を行いました。

この発言は、北方四島に最終処分場の建設を肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、一日も早い領土返還を願う多くの道民やお墓参りすらできない元島民の心情に思いを致せば、深慮に欠けたものであったと深く反省しております。

当機構では、改めて緊張感を持ち、地域の皆さまの心情に十分に配慮した丁寧な説明を徹底す

るとともに、全国の皆さまに最終処分の問題にご関心を持っていただけるよう、真摯に取り組んでまいります。

②国からの説明およびお詫び

資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課長の横手と申します。私の方からもその発言についてお詫びを申し上げさせていただければと思います。

先ほどご説明がありましたように、国においては2017年より、最終処分の必要性について全国の皆様にご理解をいただくべく、少人数・車座での対話を通じてご理解を深めていただく対話型説明会を全国で200回開催してきたところでございます。

先日の東京での会場において、ご説明がありましたように、ロシアの廃棄物を受け入れる代わりに北方四島の返還をしてもらえば良いではないか、お互いにメリットがあるのではないかと、というご提案を一般の方から頂戴いたしました。

これに対して、実現するとすれば、魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく現実的には難しいと思います、ということをお答えさせていただいたところです。

一般の方々からいただいたご意見・ご提案について、敬意をもって受け止めさせていただくにあたって、魅力的という表現をしたことについて、元島民の皆様の思いを踏まえれば配慮にかける軽率な発言であったと認識しておりまして、この場で改めてお詫びを申し上げる次第です。申し訳ありませんでした。

なお政府として、ご提案いただいたようなことは考えていないということ、改めてこの場でも申し添えさせていただく次第です。何卒ご理解賜ればと思います。

以上